

定時決定等における保険者算定の一部改正について

平成23年3月31日付厚生労働省からの通知により、保険者算定の一部改正がありましたのでお知らせします。

改正内容

定時決定（算定基礎）における保険者算定の対象となる場合は、下に掲げる から に該当する場合とされていましたが、平成23年4月1日より が追加となりました。

4、5、6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヶ月分の差額を一括して受けるなど、通常、受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合。

4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合。

4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合。

当年4月～6月の月平均報酬月額をもとに算出した標準報酬月額と過去1年（前年7月～当年6月）の月平均報酬月額をもとに算出した標準報酬月額との間に2等級の差が生じる場合であって、この事が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合。（いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。）

今回追加されました

* 上のことについての届出方法、様式等についての詳細は、おって厚生労働省から示されることとなっておりますので、示され次第、改めてお知らせします。